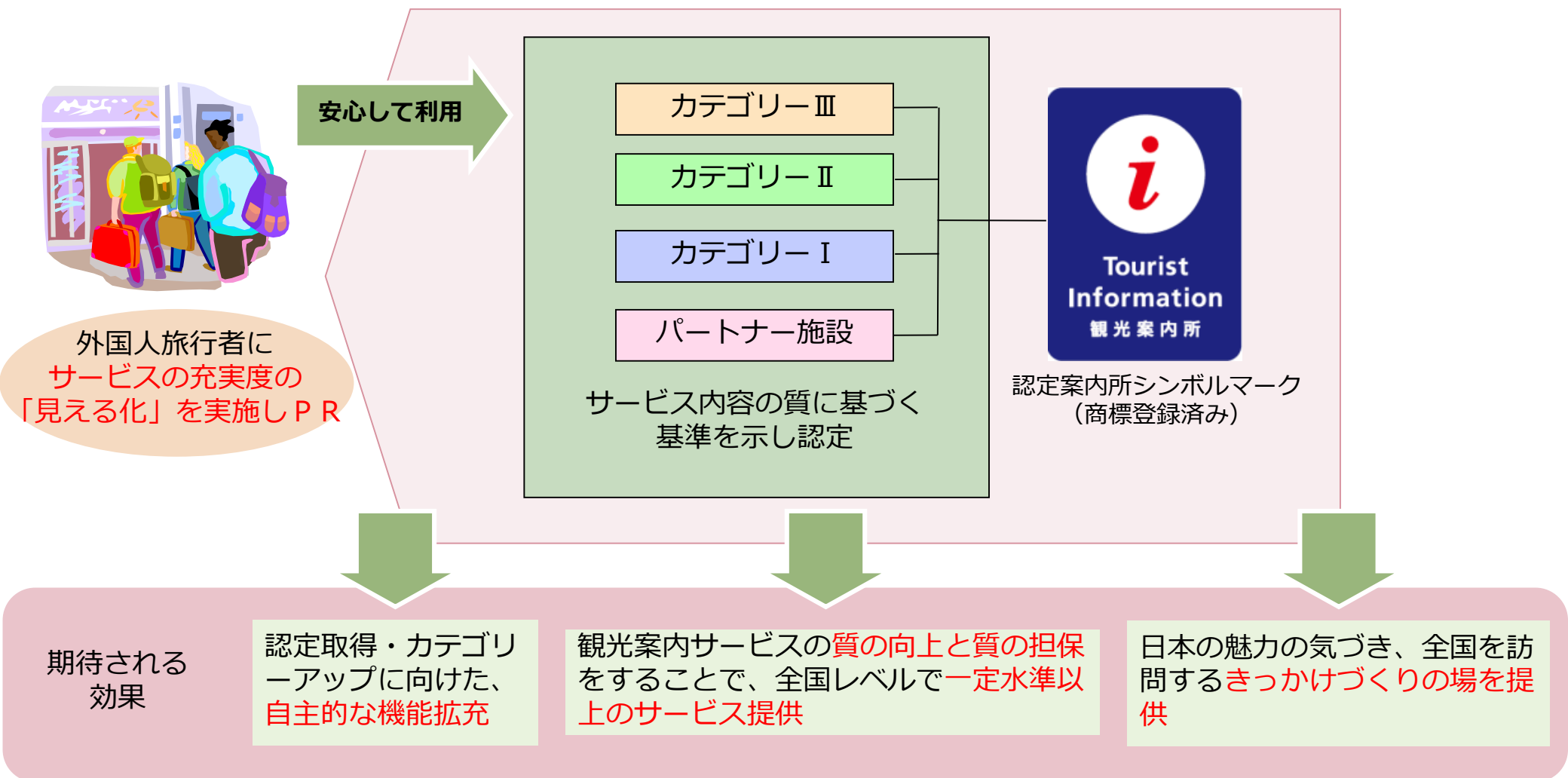


外国人観光案内所認定制度の概要

■ 認定制度の概要

- 外国人旅行者に対して観光案内所のサービスの充実度の「見える化」を実施すると同時に外国人旅行者にPR
- 認定によるブランド化と観光案内所のカテゴリ別の分類により、案内所の機能向上を促進し、質を保証



カテゴリー	機能・提供サービス	提供情報の範囲
カテゴリーⅢ	<ul style="list-style-type: none"> 日本を訪れた外国人旅行者のゲートウェイの役割を担い、旅行者が日本各地を周遊するために求められる全国の観光情報・公共交通情報等の提供や情報収集に必要な十分な設備を整えることが求められる 	<p>全国</p>
カテゴリーⅡ	<ul style="list-style-type: none"> 立地場所（地域）のローカルな情報の提供に加え、次の目的地へ誘導するための広域な観光情報・公共交通情報等の提供が求められる ※ 広域の範囲：案内所の立地する地域を含む都道府県内全域又は案内所地域から観光客が訪れる割合が高い複数の都道府県に跨がる近隣地域（後者の場合、近隣地域間に含まれる各都道府県の全域を案内範囲とする必要はありません） 	<p>都道府県全域</p> <p>または</p> <p>複数の都道府県に跨る近隣地域</p>
カテゴリーⅠ	<ul style="list-style-type: none"> 外国人旅行者の最終目的地となり、その地域の最新かつきめ細やかな観光情報や公共交通情報等の提供ができる 	<p>案内所が立地する地域</p>
パートナー	<ul style="list-style-type: none"> 観光案内を専業としない施設やボランティア団体等の施設で、外国人旅行者を積極的に受け入れる意欲があり、公平・中立に配慮し、主として立地する地域の観光情報・公共交通情報等の提供ができる 	

<全国・広域の観光案内をする場合>

- 目的地近郊の詳細情報について、必要に応じて周辺に立地する認定案内所等を紹介するなどの対応ができれば、全国・広域の案内の要件を満たす

カテゴリー	主なサービス基準			
	開所日数	観光案内専用 カウンター	観光案内専任 スタッフ	多言語対応
カテゴリーⅢ	原則毎日 (元旦等の特別な 日を除く)	○	常駐	<ul style="list-style-type: none"> フルタイムで英語対応可 英語を除く2以上の言語での案内が常時可能(※1)
カテゴリーⅡ	年に240日間以上 (原則土・日は開 所)	○	常駐	<ul style="list-style-type: none"> フルタイムで英語対応可(※2)
カテゴリーⅠ	年に240日間以上 (地域でのイベン ト開催時も開所)	○	常駐	<ul style="list-style-type: none"> パートタイム 又は 電話通訳サービスや多言語翻訳システム(※3)、ボラ ンティアスタッフによる対応
パートナー	-	-	他業務兼任 スタッフも可	<ul style="list-style-type: none"> パートタイム 又は 電話通訳サービスや多言語翻訳システム(※3)、ボラ ンティアスタッフによる対応

(※1) 電話通訳サービス等で常時対応できる体制があれば可

(※2) 案内所が開所している時間は、英語対応可能なスタッフが常駐しなければなりません。ただし、英語対応可能なスタッフが休暇、休憩等により不在とする場合は、①電話通訳サービス、多言語翻訳システム等の利用(JNTO簡易通訳サポートは含めない)、②案内所にいない他の職員(市町村や事務所等)による対応、③他の案内所とスカイプ等による連携で補完することで、英語対応可能なスタッフの常駐とみなします。

(※3) 多言語翻訳システムの利用については、H30.4に指針の改定に伴い、要件として認めております